

10月25日(日) 福島県知事選挙 福島県議会議員補欠選挙

10月25日(日)は、福島県知事選挙・福島県議会議員補欠選挙の投票日です。
大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。投票する方法について、下記の通りご案内します。

【問い合わせ】 福島市選挙管理委員会事務局
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
☎024-525-3777



福島市ホームページ

1 投票日当日および期日前投票期間に、福島市に戻れない場合（不在者投票）

出張や旅行、避難などで市外に滞在中のかたは、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

【投票までの手順】

- ① 投票用紙等を請求するため、宣誓書（請求書）を作成し、福島市選挙管理委員会へ郵送又は持参します。

マイナンバーカードをお持ちの場合、スマートフォンまたはパソコンを活用して、オンラインで請求ができます。（パソコンはカードリーダー等必要）

※ ファクシミリや電子メールによる請求はできません。

※ 宣誓書（請求書）用紙は、市のホームページからも入手できます。



オンライン請求

- ② 提出書類の審査後、投票用紙等が滞在先住所に郵送されます。

レターパックプラスでの送付となるため、対面での受け取りが必要です。

※ それぞれの投票で不在者投票期間が異なるため、投票用紙は下記の予定でお送りいたします。

- | |
|----------------------------------|
| ・ 10月16日（金）までに請求→10月17日（土）を目安に郵送 |
| ・ 10月17日（土）以降に請求→審査後直ちに郵送 |

※ 開封すると無効になる封筒が入っていますので、十分ご注意ください。

- ③ 投票日前日までに、滞在先の市町村選挙管理委員会に投票用紙等を持参し、投票します。

投票場所などについては、滞在先市町村選挙管理委員会へお尋ねください。

- ④ 投票した投票用紙等は、福島市選挙管理委員会へ郵送されます。

※ 投票日の投票終了時刻までに届かない場合は無効になります。

2 投票日当日までに福島市に戻る予定がある場合（期日前投票）

転出等により投票日当日に投票所へ行けない見込みのかたは、期日前投票ができます。

※ 不在者投票の請求をしている場合は、投票用紙等を返還しないと期日前投票や当日投票ができません。

日 程	会 場	時 間
10月9日（金）から 10月24日（土）まで ※県議補欠選挙は 10月17日（土）から 10月24日（土）まで	市民センター中2階 小ホール	午前8時30分～午後8時
	コラッセふくしま2階	午前9時～午後8時
	清水、北信、飯坂、 松川、信夫、吾妻 の各支所	午前8時30分～午後6時

うら面もご覧ください。

日 程	会 場	時 間
10月19日(月)	信陵支所 2階大会議室	午前9時～午前12時
	杉妻支所 2階会議室	午後1時30分～午後4時30分
10月20日(火)	蓬萊学習センター本館 ロビー	午前9時～午前12時
	福島大学フクニチャージ図書館	午後1時30分～午後4時30分
10月21日(水)	FOMアカデミー (旧茂庭小学校)	午前9時～午前10時
	老人福祉センター	午前11時30分～午後1時30分
	NCVふくしまアリーナ	午後2時30分～午後4時30分
10月22日(木)	東部支所	午前9時～午前12時
	福島学院大学 宮代キャンパス	午後1時～午後4時
10月23日(金) ～ 10月24日(土)	アオウゼ MAXふくしま4階	午前10時～午後7時

3 投票日当日に福島市に戻る予定がある場合（当日投票）

福島市での住所地により指定される投票所において投票ができます。

※ 投票所がご不明な場合は、お問い合わせください。